

厚生委員会記録

開催日時 平成25年8月30日(金) 10:02~11:25

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

小泉 米造 委員長

山本 進章 副委員長

尾崎 充典 委員

小林 照代 委員

畠 真夕美 委員

安井 宏一 委員

出口 武男 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 1名

米田 忠則 委員

出席理事者 江南 健康福祉部長

西岡 こども・女性局長

高城 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 平成25年度主要施策の概要について

(2) その他

<質疑応答>

○小泉委員長 ご苦勞さまでした。

ただいまの説明、また、その他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○小林委員 きょう、3点の質問をさせていただきます。

1つは児童虐待のことで、先日、相談件数が2,917件と過去最多になった。こども家庭相談センターと市町村と合わせて547件増加して、種類別で見ますとネグレクトの増加が目立つということで、相談件数が増加する中で、最も市町村も、県もそうですが、職員1人当たりの対応件数が増加しているということで、1人の職員が抱える件数がふえますと丁寧な対応ができなくなるという新聞報道がございました。

それで、お尋ねしたいのは、児童虐待対応職員1人当たりの対応件数はこの3年間でどれだけふえているのでしょうか。それから、増加に応じて人員の配置などの児童虐待対応の拡充をどのように進めてこられたのでしょうか。まず、これをお尋ねしたいと思います。

それから、2点目の問題は、県立奈良病院と県立医科大学附属病院の精神科医療の現状と精神保健福祉士の配置の現状をお聞かせいただきたいと思います。

3点目ですけれども、地域福祉計画の問題です。この3月に新たな地域のきずなづくりである奈良県の地域福祉支援計画が策定されました。社会福祉法第107条に基づきます市町村が地域福祉の推進に関する事項を定める計画、これが地域福祉計画ですけれども、この策定率が奈良県は大変低いということで、この支援計画の中にも出ておりましたけれども、2012年3月現在で39市町村中11市町村、策定率が28.2%となっておりますが、この後、新たに策定されたところがあるのでしょうか。それから、策定が進まない自治体が抱えている問題はどこにあるのでしょうか。計画策定促進、地域のきずなづくりを進めていくためにどのような取り組みをされようとしているのでしょうか、これをお尋ねいたします。

○小出こども家庭課長 委員のご質問は、児童虐待件数、対応件数がふえている中で、職員の体制整備がどうなっているのかというご質問だったと思います。

まず、職員1人当たりの虐待の対応件数でございますが、県のセンターでの対応の件数ということで、平成22年度で1人当たり99.1件、約100件です。平成24年度、昨年度でございますが、1人当たり120件と増加をいたしております。

これまでの体制の整備についてでございますが、児童虐待の件数、対応件数が増加してきたということを踏まえて、こども家庭相談センターでは、まず組織の整備として、中央こども家庭相談センターに県内全域の児童虐待事案を専門的に所管するこども支援課を平成17年に新設をいたしております。さらに、本年度からは高田こども家庭相談センターに新たにこども支援係を独立設置いたしまして、機動的な虐待対応を図るため組織の変更も行っております。なお、人員についてですが、県全体の定数が減少している中、これまでセンターにおいては増員が図られており、今年度につきましても心理の専門職員で、2名の増員を見ているところでございます。なお、市町村におきましても、児童虐待件数の増加に伴いまして体制の拡充を図られており、平成22年から平成24年度の間に県内34市町村で人員の増等含めた体制の拡充が実施されているところでございます。以上でございます。

○中川知事公室審議官（県立奈良病院跡地活用プロジェクト担当）兼医療政策部次長医療管理課長事務取扱 それでは小林委員、県立奈良病院、それから、県立医科大学附属病院におきます精神科医療の状況と精神保健福祉士の設置状況ということでお答えをさせていただきます。

まず、1点目は県立奈良病院でございますが、一昨年、平成23年4月に、鬱でありますとか神経症、あるいは子どもさんの精神疾患に対応するために精神科の先生2名を配置をさせていただいて精神科を設置し、約2年少したったところでございます、現在は2名の先生方を中心に外来診療を行っているところでございます。大体、年間約4,000人強の外来患者さんに対応していただいているところでございます。外来だけですので、現時点では精神保健福祉士は設置をしておりません。

それから、2点目、県立医科大学附属病院ですけれども、こちらのほうは平成18年1月に精神医療センターを新たに設置をいたしまして、許可病床100床、1日平均約80人の方が入院で治療をお受けになっておられまして、精神保健福祉士の方が正規職員として5名配置ということで患者さんのケアに当たっているところでございます。以上です。

○林地域福祉課長 地域福祉計画に関してのご質問でございました。

本県の地域福祉計画策定済みの市町村数につきましては、委員お述べのとおり11市町村と全国的に見ても非常に低いレベルにあるということでございます。これは、地域福祉計画が任意計画ということになっておりまして、法律上の義務計画ではございません。そういったことでありますとか、高齢福祉とか、それから障害福祉とか児童福祉とかというように、対象とか内容がちょっと概念的にもわかりにくいというような、何をどのようにしていったらいいのかという、そのあたりが、市町村のほうで理解が進んでいないといったことが進まない原因であろうかと県のほうでは考えているところでございます。

そういったことで、県では平成24年度に地域福祉支援計画を策定いたしまして、市町村が地域福祉を推進していくための手法、やり方を、漏れのないニーズ把握、協議の場づくり、人に寄り添う支援体制づくりという3つのステップをやっていきましょうということで、そういったことをお示するとともに、市町村の計画策定が進みますようにガイドラインを、一つの章を設けまして、具体的な計画策定につながるようにつくったところでございます。さらに、この地域福祉の取り組みを市町村に広めていくためには、まず、市町村がそういった地域福祉というものの必要性を十分理解していただくということが必要だと考えまして、まず、支援計画をつくってすぐに、担当職員を集めまして説明会なり研

修会を実施したところでございます。また、市町村の首長さんに対しまして、この地域福祉の理解を深めていただくことも非常に大事だと考えておりまして、ことしの9月3日に実施いたします市町村サミットにおいて地域福祉をテーマに講演等を実施して理解を深めていただこうと考えているところでございます。それから、先ほど地域福祉推進の3つのステップと申しましたが、実際にモデル地域をつくりまして、県も応援しながらその成果を出して行って、それを市町村に広めていくような、先ほどの予算の概要の中でございました新たな地域のきずなづくり事業ですが、こういった地域福祉を推進するためのモデル事業に今年度取り組んでおり、ことしは奈良市内の自治会をモデル地区にいたしまして、この3つのステップの第1段階の漏れのないニーズ把握といったことをこれから進めようとしているところでございます。あわせまして、災害が起こった初動時には、高齢者とか障害者など災害弱者に対しましては、地域の住民による助け合いによる避難支援というのがどうしても必要になってまいります。こういった取り組みというのは地域福祉の取り組みの一つでもございます。災害時要援護者支援についての取り組みを進めていくということで、本年度は市町村向けの災害時要援護者支援の手引き書等をつくり、市町村における地域住民に対する助け合いの体制づくりを推進して、こういった方面からも地域福祉を推進していこうということで取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○小林委員 そうしましたら、児童虐待のところでは体制とか職員をふやしていただくとか市町村の部署などの体制も整えていくとかということでお答えいただきました。今後、まだこの児童虐待というのは、かなりふえていくのではないかと。そうしますと、昨年、奈良のこのセンターのことがNHKで放映されておりました、本当に職員の方の大変な状況というのを改めて私も感じたところです。ですから、今後、さらにこの取り組みを強化していただきたいと思いますが、この点について再度お聞きします。

それから、精神科の精神保健福祉士の問題で、県立奈良病院にはまだいらっしゃらないということなのですが、こうした家族とか、そして障害者の相談に乗って在宅生活を支えて社会復帰を支援するという役割が精神保健福祉士にありますけれども、県立奈良病院もやっぱりいてほしい、置いてほしいという関係者の声もあります。

それで、お尋ねしたいのは、今度、採用してほしいところですが、新しい病院になりますけれども、そのときにはぜひこの県立奈良病院にも精神保健福祉士の配置を考えていただきたいと思っておりますが、この点、どのようにお考えになっておりますか。

それから、地域福祉計画の問題です。いろいろな取り組みを進めていただいております

が、今ありました中で、やっぱり支え合いの体制づくり、地域での仕組みづくりというか、地域の協議の場をつくるのが非常に大事だと思っています。それで、いろいろ地域を見ても、今、災害の、先ほど最後のところでお答えになりました要援護者のこの取り組みの問題とかありましたけれども、それぞれ自治会の状況をお聞きしても、一生懸命何かそういうことで地域で何とかしていかなければいけないという声も出てきているようなのですが、モデル事業としてある自治会だけということ、それをやっぱり限られた地域だけに終わらせてはいけないと思うのです。そのために、この地域福祉の担い手をどうつくっていくかということで、この点について、計画の中にもありましたけれども、この人をどのようにつくっていくのか、これをどのようにお考えになっているのかお尋ねします。

○小出こども家庭課長 今後の虐待に関しての取り組みということのご質問だったと思います。

県では平成22年に死亡事案が発生いたしまして、それを受けまして有識者の検討会を設けて、その提言を受けて児童虐待防止アクションプランを策定しております。このアクションプランに基づきまして、市町村との適切な役割分担のもとで引き続き県と市町村、関係機関が連携した取り組みの充実強化を図ってまいりたいと思います。なお、アクションプランにつきましては平成23年度から平成25年度までの取り組みということになっているのですけれども、現行のアクションプランの事業効果等も踏まえまして、課題、問題点の見直しや具体的行動の追加等によって、これを、ことし改定をいたしまして、さらなる児童虐待対策に関する取り組みを今後進めてまいる所存でございます。以上でございます。

○中川知事公室審議官（県立奈良病院跡地活用プロジェクト担当）兼医療政策部次長医療管理課長事務取扱 精神保健福祉士に関しまして、さらなるご質問でございます。

新県立奈良病院の整備を今進めているところでございますが、3年後のオープンを目指しまして、現在大きな医療の柱として精神医療の充実を掲げており、その中で精神科の、特に合併症患者さんへの対応、あるいは北和地域の精神科の病院のバックアップ機能を強化したいということ、それから、在宅への支援も含めまして、少し入院機能を新たに設けるということで、現在40床ぐらいを予定で整備を進めているところです。その時点では医師の増員、あるいは専門性の高い看護師の配置、ご質問の精神保健福祉士も必ず必要でございますので、現時点では何名ということはいずれからになりますけれども、正規職員で数名配置したいと考えております。以上でございます。

○林地域福祉課長 人材育成の点でご質問いただきました。

地域福祉の場合に、その地域福祉を進めていくキーになる人材というのは必要であると、私どもも認識しているところでございまして、こういった方は地域福祉コーディネーターという名前で、例えば他府県とかいろいろなところで育成がされて配置をされているということで、どういう状況か調査もしているのですが、先ほども申しましたように、制度福祉と違いまして、これを動かしていくのはなかなか難しい点がございまして。そういったことから、奈良県ではどのような人をどのような形で育成して配置して、どんな仕組みを持っていくのがいいのかというところを、そういったいろいろな先進事例も見ながら、このモデル事業とかいろいろやりながら、どこにそのポイントが出てくるのかということを見ながら、こちらの人材育成についても今後検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○小林委員 最後は要望しておきますが、児童虐待のところで、やはり職員の対応件数が多いということは非常に、本当にこの問題での一番のネックかと思えます。

それで、今、体制の充実とかいろいろこれからも進めていきたいということでしたけれども、その辺も、人の問題もぜひきちっと位置づけて、確保のためにこれはそのように取り組んでいただきたいと思います。

もう一つの地域福祉のほうもそうですが、担い手づくりということで、この支援計画の中にもきちっと書いていただいているのですが、今いろいろどのように確保していくかということでお答えいただきました。やはりモデル事業を全地域で、奈良県のどこに住んでいてもそのようにやはり協議会ができて、そして地域で支えていくという、そういう体制をつくっていくということが必要だと思いますので、この辺にはぜひいろいろな点で検討していただいて強めていただきたいと思いますということをお願いをして終わります。

○梶川委員 1つ聞かせてほしいというか、問題点を指摘しておきたいのですが、きょう報告があるのかと思ったのですが、例の特別児童扶養手当の遅延払い、あるいは過払いがあったということで、我々議員のところへファクスでこういう処理をしましたという報告が来ました。106件、106人の方の問題で、ささやかな問題だといってしまえばそれまでですけど、その再発防止策というのを読ませてもらって、これで、一度やったミスは二度と起こさないから、まあ大丈夫とは思いますが、その対策がもう一つ抽象的で、我々議員にしっかりわかるような説明になっていない。その再発防止策、1つは、管理監督すべき職員が事務処理の進捗管理及び支払い手続の確認を徹底する。この管理監

督すべき職員というのは、これは誰を指すのですか。係長、課長補佐、主幹とありますけれども、もちろん、課長、部長もあるのですが、こういう人が何人いて、何人の目を通していくということになるのか。それと、2つ目の事務がおくれず適切に処理されるよう事務処理マニュアルを見直す、まあこれはマニュアルが不十分だったから見直すというのは当然だと思うのですが、こういう対策なのですね。3つ目に、事務担当職員の事務処理能力向上のため職場内研修を実施する、こんなものは先刻されているはずなのですが、何も研修を受けずにこのような仕事につかないと思うので、こういうことを改めてやるというのが対策なのですね。それから4つ目に、担当職員の複数制により事務処理を行うなど事務の執行体制を強化するという、県の職員も大分無理を言って人を減らしているのですね。減らして、ここへ来てほんと複数制で、2人ですか3人ですか知らないけれども、そんなに人を配置しないとミスが起こるような業務なのかどうかも私は知らないのですが、そんな簡単に人を複数制にするような人的余裕があるのかという思いがして、これはもっと、例えばパソコンやコンピューターでそういうミスが起こらないように、時期が来たらちゃんと払うようなことには、もっと機械化による対策はできないものなのかどうかですね、聞かせてほしい。以上です。

○辻子育て支援課長 特別児童扶養手当の支払い遅延等につきましてご質問いただきました。

106名に対します支払い遅延及び過払いがありまして大変ご迷惑をかけまして、再発防止策を講じているところでございます。

その質問についてですけれども、管理監督すべき職員と申しますのは、具体的には係長と主幹と課長の3名になりまして、それぞれチェックしようと思っております。

事務処理マニュアルにつきましては、まさにその電算のマニュアルのところで、ちょっとわかりにくかったいうところもありましてミスが起こってしまいましたので、もう少しわかりやすいマニュアルを作成していこうということでございます。

職場内研修につきましても日ごろ行っているわけですが、OJTと呼ばれる職場内研修を、幸い、係長が事務が長いものですので、そこから新任の4月に来ました職員につきましてOJTをしまして職場内研修を進めていくということでございます。

最後の複数制によりますのは、係が6人おりますので、その業務が2つの係、違う仕事をしている職員もおりますので、そこと、その職員との複数制のサブ、メインというような複数制を考えております。以上です。

○梶川委員 今の答弁で私が納得したわけではないのですけれど、いわゆる特別扶養手当で生活をしてる人がいるのだから、そこらを真剣に考えてやってほしいということが一つです。今の答弁は、了解したということではないけれど、何か抽象的で、それが今後の抜本的対策になるのかなあというのを、人も少ない中で多少疑問を感じるわけですが、いずれにしても、そういった金で生活をしてるといってちゃんと頭に描いて真剣にやってほしいということを特に申し上げておきます。以上です。

○除委員 1点だけ質問させていただきます。

先日、第1回が行われたこども・子育て支援推進会議です、県知事をトップとする会議が設置をされ、第1回が開催されたと聞いているのですけれども、その第1回の開催内容についてお伺いしたいと思います。

それと、市町村が39ございますが、どれだけの市町村がこの会議を設置しているのかという状況と、していない市町村に対して県は今後、どういう働きかけをされるのかお伺いしたいと思います。

○辻子育て支援課長 奈良県こども・子育て支援推進会議のお尋ねでございます。

この推進会議は子ども・子育て支援法に基づきます附属機関でありまして、平成27年度から想定されます新制度、子ども・子育て支援新制度の県計画とか子育て支援の推進などについて審議するものです。委員お述べのように7月16日に開催しましたところ、委員全員の方に出席していただきました。当日は、奈良県の子育てに関する現状とか現状認識を共通認識にさせていただきましていろいろご意見を賜ったところでございます。

具体的な意見としましては、子育て支援に関しましては、母親の心理的、精神的な子育て不安がいまだ強いということとか、子どもの育ちに視点を置いた施策を実施してほしい、また、保育に関しましては、保育士の処遇改善が大事であるとか、しっかり安心して子どもを預けられるような制度が必要であるといったご意見をいただきました。また、女性のワーク・ライフ・バランスにつきましては、就業支援に関しまして、ワーク・ライフ・バランスが重要であるとか、在宅で仕事ができるような制度が、仕組みが要るとか、人材育成も必要であるという意見をいただいております。

今後は、平成26年度にかけまして奈良県らしい子育てのあり方を協議いたしまして、県の総合的な計画を策定する予定になっております。以上です。

○西岡こども・女性局長 今、最近のデータとしてどれだけの市町村が設置した、もしくは設置する予定であるかというのは調べているのですけれども、申しわけございません。

ただ、いずれにしても、市町村のほうに設置、もしくは、新たに設置しなくても既存でそういう形の審議する場があればそういった形でも可能ですので、市町村のほうにもまた働きかけていく中で進めてまいりたいと考えております。

○除委員 これを設置するのに新たな条例は要らないのですか、既存のそういう会議でも。内容面の話し合いはできるかと思うのですが、そういった条例化は別にいいのですか、各市町村。

○辻子育て支援課長 市町村におきましては、条例が12の市町で今、制定済みであります。開催済みのところは1市のみでございます。県のほうでも圏域会議とかいろいろこれから開催しまして、設置に向けて働きかけを進めているところでございます。

○除委員 平成27年4月でしたか、それまでに計画をまとめるわけですので、それぞれ市町村で開催された内容等、県と連携しながら、県としても市町村の意見を含めた計画をまとめるということだと、年に数回ぐらいされるかと思うのですけれども、しっかりと会議、これは年間大体どれぐらいとか決められているのですか。それとも、何回もとれるというようになっているのですか。それだけお伺いして終わります。

○辻子育て支援課長 会議の開催件数は、明確な定めといたしますか、そういうのは決まっております。随時といたしますか、必要に応じてということになっております。以上です。

○除委員 ではしっかりと、1回1回の会議、内容を盛り上げていただいて、しっかりと意見を最終、まとめていただくということをお願いしたいと思います。以上。

○小泉委員長 ほかにございませんか。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑を終わります。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。